

## 平成28年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成28年9月9日（金）午後2時00分～午後3時30分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	本間 重雄 委員長 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員
事務局	契約検査課、教育施設課、道路整備課、建築住宅課
傍聴者	なし

I 開会 本間委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より平成28年1月15日～6月1日公告の案件について契約金額、落札率、指名停止の状況などを説明】

**委員**：平成28年1月15日から6月1日公告の案件において、指名停止処分を受けたことにより入札に参加することができなかった業者はいたか。

**事務局**：本日現在指名停止中となっている業者については、当該期間で入札に参加することができなかった者はいなかった。

**委員**：平成27年度と平成28年度の一般競争入札発注基準を比較すると、多少内容を変更したことが見受けられる。どういった根拠をもって変更しているのか。

**事務局**：工種と価格帯ごとに前年度の入札参加状況や落札率などの統計を取り、それを元になるべく偏りが生じないように翌年度の発注基準を作成している。入札参加の機会均等という観点からも、発注基準は毎年変更を加えている。

---

議題2 抽出案件の審議

**委員長**：それでは今回の抽出をされた中込委員から抽出理由を説明願います。

**委員**：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

---

（1）横内中学校屋内運動場大規模改修工事（電気）

抽出理由：電気工事の一般競争入札で落札率100%になる経過を確認するため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：入札結果を見ると、業者ごとでかなり入札金額にばらつきがあり、全体的に予定価格と比して高めの金額となっているが、電気工事は正確な積算をすることが難しいのか。また、2回目の入札で参加業者が減っているが、どういった理由が考えられるか。

**事務局**：業者がどのような積算をしているかは事務局で把握できない部分ではあるが、この工事に限らず、電気工事は全体的に入札金額が高めになる傾向が見られる。土木工事のように積算の単価がすべて公表されている訳ではないので、予定価格と同額で入札するというようなことは難しいとは思われる。また、1回目の開札を10時30分に執行し、予定価格に達しなかった場合に2回目の入札ということになるが、12時から14時の2時間の間に札入れをしなければならず、さらに1回目の最低入札金額よりも低い金額で入札をしなければならないため、そういった理由から2回目の入札は参加業者が減る傾向にある。

**委員**：この工事のような学校の工事では、業者が入札前に現場の見学をすることは可能なのか。

**事務局**：原則許可していない。特に最近では学校側も不審者などの対策に厳しくなっていることもあり、事前に見学の要望があってもお断りしているのが現状である。業者は、ダウンロードした設計図書類のみを手掛かりに積算を行うことになる。

**委員**：先ほど電気工事は全体的に入札金額が高めになるというお話があったが、この工事も含め、毎回そのような結果になってしまっているとすれば、工種ごとに発注する意味が薄れてしまっていないか。まとめて一括発注としてしまった方が、結果的に安い金額で契約できるのではないか。

**事務局**：一括発注を行う場合もあるが、一括発注の方が市側にメリットがあるとか、一括発注の形態しかとれないと認められる場合以外は、受注機会の拡大という観点からも分離発注を行うのが原則である。ただ、委員のおっしゃるように電気工事がこのまま高止まりの状況が続くようであれば、少し発注の方法について検討いたしたい。

**委員**：学校の大規模改修工事は、建築・衛生・電気と工種ごとに分けて発注しているようだが、どのような基準で分けているのか。

**事務局**：国交省が分離発注を原則としており、国交省の基準に従って区分している。また、各工種の設計金額が少額の場合は、他の工種に含めて発注している。

**委員**：少額とはどの程度か。

**事務局**：明確な基準はないが、設計金額が130万円を下回る場合は他の工種に含めて発注している。

**委員**：なぜ130万円なのか。

**事務局**：工事請負契約の場合、130万円未満であれば随意契約が認められている（一般競争入札に付さなくても良い）ため、そこを基準としている。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

---

(2) 幹線道路整備工事（吉沢土屋線）

抽出理由：土木工事の一般競争入札で最低制限価格16社同価格引き落札をしている案件で、予定価格と最低制限価格の積算を確認するため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路整備課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過、インセンティブ発注の概要などを説明】

委員：インセンティブ発注には3種類（成績優秀事業者、災害協力事業者、環境配慮推進事業者）あるが、一つの案件について、いずれかのインセンティブを付けるということか。

事務局：委員のおっしゃるとおりである。この工事は、成績優秀事業者対象のインセンティブ発注であった。

委員：土木業者のリストを見ると、主観点が高いのに客観点が低い業者もいれば、その逆もいる。主観点と客観点の相関関係がよくわからないので、そのあたりの説明をお願いしたい。

事務局：主観点は、過去5年間の工事成績評点・優良工事表彰歴・市への貢献という3つの評価項目により、平塚市が独自に点数を付けているものである。一方客観点は経営規模や経営状況、その他の要素で採点するため、必ずしも主観点と客観点は比例するものではない。また、主観点は（加点に限り）辞退することも可能である。

委員：少し話は逸れるが、入札の原点は客観点であると考えている。主観を極力排除し、純粋に競争するというのが本来の入札の姿ではないかと思うが、そのあたりはどう考えているのか。

事務局：主観点と言っても、先ほど申したような評価項目に当てはめて機械的に点数を付けているので、発注側の任意で点数の操作ができるようなものではない。評点の高い良い工事を行ってくださった業者は、必然的に表彰を受ける可能性も増えるので、主観点を多く得られる可能性が高まるということになる。

委員：この工事は成績優秀事業者対象のインセンティブ発注によって落札されたことにより、成果物に影響は出たのか。

事務局：インセンティブ発注を行うことで、入札に参加できる業者が絞られることになる。そのことによってより良い施工が期待できるが、最終的な成果物の良し悪しはまた別の話である。

委員：成績優秀事業者対象のインセンティブ発注は、主観点が20点以上の業者が参加可能ということだが、どのような根拠で20点以上としているのか。

事務局：参加可能な点数をあまり低くしてしまうとインセンティブの意味が薄れてしまうし、かと言って高くしすぎると参加可能業者数が減り、価格競争が働きにくくなってしまう。ある程度主観点を所有しているながら、かつ入札の競争性が確保できる点数ということで、20点の設定としている。

委員：その20点という点数は、ずっと変えないのか。また、年度の途中で主観点が増えたり減ったりすることはあるのか。

**事務局**：主観点と業者数との兼ね合いにもよるが、しばらくは変えないつもりである。先ほど申したとおり、主観点は（加点に限り）辞退することができるが、基本的には競争入札参加資格の有効期限である2年間は変動することがない。

**委員**：この工事の入札結果だけ見ると、せっかくインセンティブ発注としているのに、結果的には同価抽選による落札決定となっている。そのあたりについてはどのように考えているのか。

**事務局**：この工事もそうだが、土木工事はきちんと積算すれば予定価格が算出できてしまうので、現状では同価抽選となるのは止むを得ない。しかし、インセンティブ発注とすることで参加可能業者自体がふるいにかけており、必然的に抽選対象業者も減っているため、インセンティブ発注の目的としては果たされているのではないかと考えられる。

**委員**：この工事はバス通りで行う特殊なもののようなのだが、積算が難しい部分はなかったのか。

**事務局**：通常の縁石等を使用しており、特殊な材料を使用する工事ではない。ワイヤーやベンチなどを作るということではなく、バスを停めるスペースを作るという工事なので、通常の土木積算で対応可能である。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

---

### （3）市営東中原住宅1号棟駐輪場新築工事

**抽出理由**：建築工事の一般競争入札で落札率100%になる経過を確認するため

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、入札経過などを説明】

**委員**：不調となった当初公告時と再公告時とで、設計金額が変わっているのはなぜか。

**事務局**：当初の内容にはガラス交換工事も含まれていたが、その部分だけは早急に施工する必要があったため、切り離して別工事として先に発注した。そのため、設計金額が下がっている。

**委員**：再公告時には地域要件を拡大し、県内本店または市内受任者としているが、市外業者の参加はどのくらいあったのか。

**事務局**：落札業者を含め、市外業者は5者の参加（うち1者は不着）があった。

**委員**：工事概要を伺った限りでは、そこまで施工内容が複雑な工事とは思えないし、製品の価格が占める部分も大きいと思う。積算もそこまで難しいわけではないと思うが、業者によってかなり入札金額にばらつきがある。どうしてこのような結果になると考えるか。

**事務局**：事務局では推測しかねるところではあるが、きちんと積算すれば、設計金額前後の数字が弾き出せると思う。

**委員**：先ほどガラス工事だけ切り離して別に発注したというお話があったが、切り離れたガラス工事の設計金額は、この工事の当初公告時と再公告時の設計金額の差額と比べ、高かったのか。それとも低かったのか。

**事務局**：詳細な資料が手元にないので正確な金額は分からないが、だいたい同じぐらいであるとは思

う。50万円未満の設計金額であり、随契（見積合せ）として執行した。

**委員**：発注が年度の下半期、さらに遅い時期になってしまうと業者が手薄になってしまい、入札の参加率が悪くなってしまいうのは、本委員会度々話題に上がる。この工事においても、当初公告時には入札参加希望者による応札がなかったため不調となり、業務の一部を随契とし、入札に関しては地域要件を広げざるを得ない結果となってしまっている。これでは、適正な競争ができていないとは言えないのではないか。また、この工事が下半期の遅い時期での発注となってしまった理由はあるのか。

**事務局**：工期が長い工事や、緊急性がある工事は、年度の早い時期に優先的に発注するようにしている。しかしそれでもやはり予算の関係であったり、近隣との調整に時間を要したりで発注時期が遅れてしまう工事もある。この工事に関しても、他に東中原住宅の中で大規模な工事を施工しており、それとの兼ね合いで下半期での発注としたものである。なるべく多くの工事を上半期に発注するという目標はあるので、今後も早期発注に努めていきたい。

**委員長**：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

---

#### （４）防災行政用無線第125（平塚市唐ヶ原）受信局設置工事

抽出理由：電気通信工事で随意契約の形態をとる理由を確認するため

**委員長**：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事概要を説明】

【契約検査課から入札参加条件、随意契約に至った経過などを説明】

**委員**：この工事は不落随契という形で落札決定しているが、不落随契について少し伺いたい。一度入札を執行した結果不調となった案件について、入札参加業者の中で最低入札金額を提示した業者に対し、予定価格は〇〇円だったので、この金額で契約できませんか、と打診するのか。

**事務局**：予定価格は、落札決定するまでお伝えすることはできない。入札時に最低入札金額を提示した業者に対し、もう少し値下げ可能ならば見積書を提出していただき、その金額が予定価格に達すれば落札決定ということになる。

**委員**：工事の内容について、もう少し詳しく伺いたい。

**事務局**：コンクリートの柱を立てて、無線機（送受信機）が収まった樹脂製のプラスチック箱の上に、アンテナとスピーカーを設置するといった内容である。

**委員**：製品の価格が工事費の大半を占めているのではないかと思うし、メンテナンス契約も後々ついてくることを考えると、わざわざ随契までしなくても、地域要件を拡大して再公告すれば落札する業者がいたのではないか。

**事務局**：防災行政用無線の設置は特殊な工事であり、施工できる業者も限られるので、今回の入札結果もそうだが、毎回入札参加者数が少ない傾向にある。また、今回の履行場所である唐ヶ原は沿岸の地区ということもあり、いち早く防災行政用無線の設置を行う必要があった。そのため地域要件を拡大して再公告ということではなく、より早く契約締結が可能な不落随契という手法を選択した。

**委員**：電気で参加する場合はCランクという条件で当初公告しているが、もっと上のランクまで入れれば多くの参加が見込めたというわけではないのか。

**事務局**：電気で参加する場合はCランクというのは、発注基準に則した条件である。電気通信で参加する場合は格付け不問としているので、かなり門戸を広げた参加条件ということができると考える。

**委員**：入札結果表を見ると第3回入札金額の欄が設けられているが、3回目の入札などあり得るのか。

**事務局**：他の自治体では3回目の入札まで行うというところもあるが、平塚市では入札は2回まで行うこととしている。電子入札システムは他の自治体と共同利用しているので、帳票類のレイアウトが平塚市の運用と合わない部分もある。

**委員**：不落随契は、今後増えていくのか。

**事務局**：不調・不落により公共工事が遅れることは避けなければならないという国の方針があり、不落随契は不調後になるべく間を空けずに契約まで持っていく手段であるので、今後は増えていくことが考えられる。しかし、やはり随契は入札に比べ落札率が高くなってしまいうというデメリットもあるので、工期を取るのか金額を取るのか、その時々で慎重な判断が求められるものとする。

**委員長**：他に質問がなければ、議題3 その他に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

---

### 議題3 その他

**委員長**：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・次回抽出委員の選定
- ・次回定例会議の日程

**委員長**：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

**契約検査課長**：ご意見ありがとうございました。

以上  
(15時30分閉会)